資料４

骨子案

療育支援専門部会担当分野

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組みの方向性	Ⅲ数値目標
４障害のある子どもの療育支援体制の充実 障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図っていきます。 なお、医療的ケア児の支援に関して保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図るとともに、医療的ケアが必要な児童等の実態調査の手法について検討してまいります。また、手帳の有無や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる児童のために、障害児等療育支援事業を活用し相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図っていきます。 さらに、ホームヘルプや障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅機能の強化を図り、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。特に放課後等デイサービスについては事業所の支援の質の向上を図っていきます。 また、重症心身障害児（者）等が入所する老朽化が進んだ千葉リハビリテーションセンターの在り方について、引き続き検討してまいります。	**（１） 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実**	（１） **【Ⅰ現状・課題】** ライフサポートファイルを導入した市町村は増加。 児童発達支援事業所の増加とともに職員の支援技術の向上が必要。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 障害の早期発見や早期支援につなげるために重要な乳幼児健診の精度の向上や、継続支援の充実及びライフステージを通じて一貫した支援が受けられるライフサポートファイルの導入や児童発達支援センターの設置について市町村に働きかけるとともに、児童発達支援技術の向上に努める。また、発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上を図る。	**（１）～（４）** ①短期入所事業所（障害のある子どもを受け入れる施設）五 ②居宅介護事業所（障害のある子どもを受け入れる事業所）五 ③児童発達支援センターを各市町村に１か所以上設置福・五 ④全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する福 ⑤障害児等療育支援事業所実施見込箇所数福・五 ⑥児童発達支援事業所数五 ⑦放課後等デイサービス事業所箇所数五 ⑧ライフサポートファイルの実施市町村数五 ⑨療育支援コーディネーターの配置人数五 ⑩重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に１か所以上設置福 ⑪各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携するための協議の場を設置福 ⑫福祉型障害児入所施設入所定員五 ⑬医療型障害児入所施設入所定員五 ⑭障害児等療育支援事業実施見込箇所数五及び相談見込件数五 ⑮医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数見込福 ⑯小中学校等における特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率五 ⑰特別支援教育に関する教員研修受講率五 **【サービスの見込量※市町村数の積上げ】** ①療養介護事業利用者の見込福 ②児童発達支援利用児童数と量の見込福 ③医療型事業発達支援利用児童数と量の見込福 ④放課後等デイサービス利用児童数と量の見込福 ⑤保育所等訪問支援利用児童数と量の見込福 ⑥居宅訪問型児童発達支援利用児童数と量の見込福 ⑦福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設利用児童数と量の見込福・五
	（２）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	（２） **【Ⅰ現状・課題】** 在宅障害児等やその家族への支援のために、短期入所事業所の拡充や訪問系サービスの充実、ペアレントトレーニングによる在宅支援機能の強化が必要。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 障害児等療育支援事業を活用し相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る。さらに、ホームヘルプや障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組む。	
	（３）地域における相談支援体制の充実	（３） **【Ⅰ現状・課題】** 手帳の有無や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる児童のために、相談支援体制の充実が必要。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 障害児相談支援事業所の相談支援専門員等を対象とする研修の実施や、障害児等療育支援事業を活用し相談支援体制の充実を進める。	
	（４）障害のある子どもの医療・福祉サービスの充実	（４） **【Ⅰ現状・課題】** 医療的ケア児の支援に関して保健、医療、福祉、教育等の連携を図り、在宅療養を支える体制整備が必要。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 医療的ケア児の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図る。	
	（５）障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実	（５） **【Ⅰ現状・課題】** すべての学校に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒への支援の充実が必要。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 児童・生徒の障害の状況に応じた「多様な学びの場」の整備や、関係機関と連携した個別の教育支援計画等の作成・活用を進める。	

※総…千葉県総合計画（案）　福…障害福祉計画基本指針（地域生活支援事業含）
基…障害者基本計画（案）　五…第五次千葉県障害者計画